

## 《春秋事語》と戦国策士

著者	高橋 均
雑誌名	中国文化：研究と教育：漢文学会会報
巻	41
ページ	16-31
発行年	1983-06-18
URL	<a href="http://doi.org/10.15068/00149377">http://doi.org/10.15068/00149377</a>

# 『春秋事語』と戦国策士

高橋均

## 一、まえがき

一九七三年、長沙市東郊に位置する馬王堆三号漢墓より発見された帛書《春秋事語》は、それを収めた《馬王堆漢墓帛書（参）》の「出版説明」によると次のようである。

《春秋事語》、絹幅約二十三厘米、长约七十四厘米、存九十七行、前部残缺较重、不知卷首缺多少行、后部较完整、尚有余绢。原来捲在一块约三厘米宽的木片上、约十二、三周、由于绢质腐朽、出土时已分裂成二百来个大小不同的残片、复原时比较困难。同时绢经水浸、捲在木片上面的部分、字迹多渗透到后面的绢上；反之、下面部分、则多渗到前幅。书法由篆变隶、不避邦字讳、当是汉初（约公元前二〇〇年左右）或更早一些时候抄写的。全书分十六章、每章均提行另起。

この解説から、帛書が発見された時の状態、様相、及び帛

書の書写時期は明らかとなる。この帛書には、元来篇題は無かったが、記事中で最も早いのが魯隱公が殺されたこと（BC七一二）、最も遅いのは、韓魏趙三家が智伯を殺したこと（BC四五三）、また記事の内容が、歴史記事というよりも、歴史記事についての評論に重点が置かれていることから、帛書を整理した「馬王堆漢墓帛書整理小組」（以下「整理小組」と略す）によって《春秋事語》と名付けられたものである。<sup>（注）</sup>

本稿は、この《春秋事語》について、それがいかなる性質の資料であるかを、思想史の上から明らかにしようとするものである。

《春秋事語》を整理、解説し、章名を付した釈文と注釈は、《文物》一九七七年第一期に見え、現物大の影印及び釈文と注釈は《馬王堆漢墓帛書（参）》文物出版社一九七八年に見ることが出来る。両者の釈文・注釈は、ともに





この章について、④の〔注一〕は「此章事見《左传》文公十三年（公元前六一四年），此所记有些不同。评论者的话是别书所没有的。」という。章旨は、晋献公が、秦に滞在する随会を得ようとして、魏州餘の計によって随会を得た。魏州餘の計を秦の晁朝は見抜き、二人に策を贈る。後に随会は、秦をそそのかして晁朝を殺させる。

この章の重点は、晁朝が随会を晋に連れ帰ろうとする魏州餘の計を見抜いたがために殺されることにある。《事語》はそれを次のように記している。

□□□□吏□□聞之【曰】、□□□□贈□□□□□□□□  
□□□□魏州餘□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□  
□□□□矣果□不□□是以二【子】弗知畏難而□□□□□□  
邦□□□□□謀而晁朝得之、惇其心也。二子畏其後事、必謀危之。」

晁朝が殺されることは、《韓非子・說難篇》にも次のように見えている。

故繞朝之言當矣、其爲聖人於晉、而爲戮於秦也。此不可不察。

《事語》の記述は《韓非子》に比べ詳細ではあるが、《左伝》の言及しない繞朝殺害について両者が一致する（注五）ことは、《事語》と《韓非子》との間に、何らかの関連を認

めることが可能なのかもしれない。

## 六 伯有章

この章について、④の〔注一〕は「此章事見《左传》襄公二十九年及三十年（公元前五四四年及次年），此记事比《左传》简而有阙子辛的议论。」という。章旨は、鄭の執政であった伯有が、公孫黒を楚に使いに行かせようとして、拒否され両者が対立する。伯有はまた音楽と飲酒を好み、信を失う。この伯有の行為について、閔子辛という人の評語が記されている。評語は、伯有に災いが及ぶことを予言し、その理由として、同位の人を使いに出そうとしたこと、音楽と酒を好んだことをあげる。《左伝》襄公三十年に、子産が伯有と子皙を批評して「伯有侈而悖、子皙好在人上、莫能相下也、雖其和也、猶相積惡也、惡至無日矣。」と述べているが、《事語》の評語とは関連を見出しにくい。

## 七 齊桓公与蔡夫人乘舟章

この章についての④の〔注一〕は、「此章事見《左传》僖公三年及四年（公元前六五七年及次年）。《左传》只有叙事，没有士说的议论。」とある。章旨は、齊桓公が蔡夫人与舟に乗っていて、夫人が舟をゆすり、そのことに怒った桓公が夫人を国元に帰す。すると国元の蔡は他に嫁がせぬ。これを怒った桓公は翌年蔡に侵入し、蔡は潰える。こ

の事件に、士説という人の評語がおかれる。評語は、蔡が亡びることを予言し、その理由として、「夫女制不逆夫、天之道也。事大不報怒、小之利也。」とあるから、蔡の行為を例として、小国が大國に仕える方法、「小之利」を説いたものであるように見える。この話は、《韓非子・外儲説左上》にも見えていて、桓公が怒って蔡を伐とうとする、管仲が諫める。この時の二人のやりとりを記すと次のようである。

仲父諫曰、夫以寢席之戲、不足以伐人之國、功業不可冀也、請無以此爲稽也。桓公不聽、仲父曰、必不得已、楚之青茅不貢於天子三年矣、君不如舉兵爲天子伐楚、楚服、因還襲蔡曰、余爲天子伐楚而蔡不以兵聽從、因遂滅之。此義於名而利於實、故必有爲天子誅之名、而有報讎之實。

管仲の説く、天子への貢物を出さないことを理由として楚を伐ち、その際、蔡が兵を出して協力しなかったとして蔡を滅す方策は、同じ事件によりながらも、《事語》の士説の評語とは違って、批判の対象は、直接には桓公である。

また、《管子・大匡篇》にもこの話は見えていて、それによると、桓公が宋夫人を國に帰すと、宋では蔡侯に嫁にやる。怒る桓公を管仲が諫めて次のようにいう。

公怒告管仲曰、欲伐宋。管仲曰、不可。臣聞内政不修、

外舉事不濟。公不聽、果伐宋。諸侯與兵而救宋、大敗齊師。とあって、これまた《事語》の士説の評語とは共通性がない。また、《史記・齊世家》、《管蔡世家》にもこのことは記されているが、士説の評語に相当するようなことばは見当らない。

ところが、登場人物・話こそ違うが、次のような記事が《韓非子・説林下》に見える。

知伯將伐仇由、而道難不通。乃鑄大鐘遺仇由之君、仇由之君大説、除道將内之。赤章曼枝曰、不可。此小之所以事大也、而今也大以來、卒必隨之、不可内也。仇由之君不聽、遂内之。

この記事は、まず歴史記事があり、それに赤章曼枝の諫言が付くという構成が《事語》に似ているばかりでなく、赤章曼枝の「此小之所以事大也」ということばは、本章の「事大不報怒、小之利也」と通じ合うようである。

#### 八 晋猷公欲襲虢章

この章について、④の「注一」は「此章事見《左傳》、《公羊傳》和《穀梁傳》的僖公二年（公元前六五八年）。但文与《穀梁傳》最相近。」という。章旨は、晋猷公が虢を襲撃しようとして虞に道をかりようとした。宮之奇の反対にもかかわらず、「屈産之乘」と「垂革壁」にあざむか

れ、道をかし、虞も滅びる。

この章には評者及び評語らしい部分はなく、注釈のいうように、文はほぼ《穀梁伝》僖公二年に近い。また贈り物を受け入れて国を亡すという話のパターンからいえば、前項に引いた《韓非子・説林下》とほぼ同じである。

### 九 衛獻公出亡章

この章についての④の〔注一〕は「此章事見《左傳》襄公二十六年及二十七年（公元前五四七年及次年），此所記议论较詳。」とある。章旨は、亡命中の衛獻公は、公子段を使って寧召子をそそのかし、公子浮（殤公）を殺させよとする。右□□は、寧召子を諫めるが聞き入れられず、公子浮を殺す。獻公は国に入ると寧召子を殺す。この章の中心は、右□□のことばである。この右□□とは、《左傳》によれば右宰穀である。<sup>(第六)</sup>

ところで、この章には、評者及び評語に相当する部分はない。強いていえば、寧召子を諫める右□□のことばである。また、この章の寧召子の行為は、亡命中の君を国に入れ、位につくと、かえって罪を与えられ殺されるという点からすれば、一章の里克と共通するように思える。

### 十 吳人会諸侯章

この章についての④の〔注一〕は、「此章事見《左傳》

哀公十二年（公元前四八三年）」という。この章は《左傳》とほぼ同文であるが、《左傳》にくらべ《事語》がやや簡略である。章旨は、呉が諸侯と会した際、衛君が遅れた。呉人が衛君を拘禁すると、子貢が遅れた理由を説明する。

子貢の説明は、衛国では衛君が呉の会盟に来ることに賛否が分れ、国論が二分されている。今、衛君を拘禁することは反対派を力づけることになり、これでは、呉が天下の覇者となることはむずかしいと。呉人はそこで拘禁を解いた。この章のポイントは、会盟に遅れた衛君を解放させるための子貢の弁明にあるのだろう。

### 十一 魯桓公少章

この章について、④の〔注一〕は「此章事見《左傳》隱公初及隱公十一年（公元前七二二年），也見《公羊傳》隱公四年。但閔子辛的评论为各书所无。」とある。章旨は、魯隱公は幼い桓公を太子として立てた。公子箎は、太子を代えることを進言したが、隱公は聞き入れず、公子箎を罪することもなかった。これを聞いた閔子辛は、将来、公子箎が隱公を裏切ることを予言する。桓公が長ずると、果して公子箎は桓公をそそのかし、隱公を殺させた。

この章の中心となる閔子辛の評語部分は、残欠が多く必ずしも明らかではない。

## 十二 長万章

この章について④の「注一」は、「此章事見《左傳》庄公十一年及十二年（公元前六八三年及次年）。也見《公羊傳》。某人的評論为各书所无。」という。章旨は、宋の長万は魯と宋との戦いに魯に捕えられたが、後に宋に帰ることができた。宋君は、宋万が魯の囚となったことを理由に恥かshめた。長万はそれを氣にかけていた。この事に、次の評語が置かれるが、資料の残欠によって、評者の名は明らかではない。

□□□□夫君者臣之所爲容也。朝夕自牖、日以有幾也。是故君人者、刑之所不及、弗昔（措）於心、【伐之】所未加、弗見於色、故刑伐已加而亂心不生。今罪而弗誅、耻而近之、是絶其幾而陷（陷）之深□□□何□丘之聞之也。□□□□於君、君鮮不害矣。

《事語》では、評語の宋君が殺害されることの子言で終り、結末は記されていないが、《左傳》によれば、翌年、宋君は長万によって殺される。

ところで、《公羊傳》では、《左傳》、《事語》と違って、魯から帰った長万は宋君の前で魯侯を贊美し、それをねたむ宋君が長万をはずかしめる、という筋立てとなっている。《韓詩外伝八》《新序・義勇篇》に記される話は、《公

羊傳》と一致する。

## 十三 宋荆戰泓水之上章

この章についての④の「注一」は「此章事見《左傳》僖公二十二年（公元前六三八年），也見《公羊傳》和《穀梁傳》，但士匱的評論为各书所无。」という。章旨は、宋と楚とが泓水で戦った時、宋司馬のすすめにもかかわらず、宋君は楚軍の陣が整えられるのを待った。士匱という人が宋の敗戦を予言し、果して宋は敗れた。士匱の予言は以下のようである。

宋必敗。吾聞之、兵□三用、不當名則不克。邦治適（敵）亂、兵之所速（迹）也。小邦□大邦、邪以務（攘）之、兵之所□也。諸侯失禮、天子誅之、兵□□也。故□□□□於百姓、上下無卻然后可以濟。伐、深入多殺者爲上、所以除害也。今宋用兵而不□、見聞而弗從、非德伐回、陳（陣）何爲。且宋君不佞（耻）不全宋人之腹脛（頸）、而佞（耻）不全荆陳（陣）之義、逆矣。以逆使民、其何以濟之。

ところで、ほぼ同じ記述が《韓非子・外儲說左上》には、宋襄公が楚と涿谷で戦ったこととして記されている。楚が戦陣を整えるまで待とうとする襄公に、右司馬購強が「君不愛宋民腹心不完、特爲義耳」と進言する。これは、

上に引いた土匱の「宋君不耻不全宋人之腹頰、而耻不全荆陣之義、逆矣」ときわめて近い表現と見ることができよう。

#### 十四 吳伐越章

この章について④の「注一」は「此章事見《左傳》襄公二十九年（公元前五四四年）。《左傳》无评论。」という。章旨は、吳が越を伐ち、越民を刑することもなく連れ帰り、刑を行わずに舟を管理させた。このことに、紀譜という人の次のような評語がある。

刑不吝、使守布周（舟）、游（留）其禍也。刑人佞（耻）刑而哀不辜、□窓（怨）以司（伺）間、千萬必有幸矣。

果して呉子餘蔡は、舟を觀た時、舟を管理させていた越人に殺された。

《事語》の文は、紀譜の評語を除けば、ほぼ《左傳》と一致する。違いをいえば、《左傳》では「獲俘焉以爲闢」とある部分が、《事語》には「復其民、以歸、弗復□□刑之」とあり、「復」字の意味が不明ながらも、文の主旨は刑を行なわない、というような意味であるらしい。<sup>注七</sup>これで、《左傳》とほぼ同じ事件を記しながら、《事語》の文は刑を行うことの重要さを説く文へと変わる。紀譜の評語はこうした文をうけていることに注目しておこう。

ところで紀譜の評語のポイントは、「刑不吝」という語にあるのか。《管子・法法》に「凡赦者、小利而大害者也、故久而不勝其禍。毋赦者、小害而大利者也、故久而不勝其福」という語があるが、これはまさに紀譜の主張と近いものといえるであろう。

#### 十五 魯莊公有疾章

この章についての④の「注一」は「此章事見《左傳》庄公三十二年至閔公二年（公元前六六一—前六六〇）。閔子辛的评论、为各书所无。」とある。章旨は、魯莊公が重疾で、公子牙に後嗣をたずねると慶父を推した。末弟の公子侑は莊公の子の煩を推した。莊公が死ぬと、煩が位につくが、慶父は煩を殺し、公子啓方を立てて閔公とする。閔公は国外に亡命していた公子侑と慶父を国に招いた。ここに閔子辛の評語があり、閔公に「后患」のあることを予想している。閔子辛の評語は次のようである。

君以逆德入、怠（殆）有後患。夫共中（仲）騶（圍）人驟旅其扶（扶）以犯尙民之衆、殺子煩而立君、除君窓（怨）也。今【召】而公子侑俱人（入）、不窓（怨）也。若不窓（怨）窓（怨）則德無事矣。爲其親則德爲奈矣。一子之襲失量於君、愧於諸怙（悔）德讐（詐）窓（怨）、何段（瑕）之不圖。

二年後、閔公は慶父によって殺される。

## 十六 魯桓公与文姜会齊侯于楽章

この章についての④の「注一」は「此章事見《左傳》桓公十八年（公元前六五四年）及《管子・大匡》。医寧評论语与《管子》略同。」という。章旨は、魯桓公が夫人の文姜と共に齊侯と会見する。文姜は兄の齊侯と通じる、桓公が文姜を責めると、文姜は齊侯に告げて、公子彭生を使って桓公を殺させる。この事件に医寧の以下のような評語がおかれる。

吾聞之、賢者死忠以辱尤而百姓愚焉。知（智）者瘡李（理）長【慮】而身得比（庇）焉。今彭生近君、□無盡言、容行阿君、使吾失親戚之、有（又）勒（力）成吾君之過、以□二邦之惡、彭生其不免【乎】、禍李（理）屬焉。君以怒遂禍、不畏惡也。親間容昏、生□無匿（隱）也。幾（豈）【及】彭生而能貞（正）之乎。魯若有誅、彭生必爲說。

評語で述べられるのは彭生の行為で、彭生が、齊君が妹と通じたことを止めもせず、齊と魯とを対立させ、禍は彭生より生じたとして魯によって誅されることを予想する。果して魯人の請求によって齊侯は彭生を殺す。《事語》のこの文は、医寧の評語を除けば、ほぼ《左傳》桓公十八年と同じである。この章で特に注目されるのが、医寧の評語を

含めて、この章全体が《管子・大匡》ときわめて似通うことである。ただ《管子》では、評者の名が医寧ではなくて豎曼となっていること、この文の後にさらに、襄公が狩に出て豕麋に出会い、それが原因となって襄公が死ぬ、という記事が続くという違いはある。なお尹知章の注によれば、豎曼とは齊大夫である。

### 三、《事語》の構成と評者、評語

前節において、《事語》の一章より十六章についての検討を進めた。ここからも明らかのように、述べられている歴史記事は、「二、燕大夫章」を除いて、《春秋三傳》《國語》《戰國策》《管子》等の先秦諸書に断片的であれ見えるものである。いうならば、春秋時代の事件として、周知の歴史記事といってよからう。《事語》に記されるこれらの歴史記事には、何か共通性が有るのだろうか。有るとすればそれは何か、この点から見てみよう。

まず気づくのは、「十、呉人会諸侯章」の、子貢の活躍によって衛君が呉の拘禁を解かれた章を除き、他はすべて国の滅亡、個人の死にかかわることが主題であることである。それを章別にいえば、二章・燕、三章・趙、七章・蔡、八章・虞、十三章・宋は、いずれも国君が愚昧であること

などの理由から国が滅亡することが主題となっている。また十一章・魯隱公、十二章・宋閔公、十四章・呉子餘蔡、十五章・魯閔公等の章は、国君が何らかの理由によって弑される事が主題である。また、一章・里克、四章・恵伯、五章・晁朝、六章・伯有、九章・寧召子、十六章・彭生の各章は、個人の死について、例えば、一章、九章などのように、策謀をこらし、その結果事は成就するがえって殺されるというふうに、国と国とがせめぎ合う中で、あるいは大夫間の権力争いの中で身を犠牲とせざるを得ない個人のこと記されている。

こうしてみると、《事語》の十六章は、明らかにある一つの基準が有って、その基準に沿って記事が選ばれているように思えるのであって、春秋時代の十六の歴史記事がただ集められているのではなからうと思う。しかし、《事語》の構成、各章の連関ということでいえば、その排列は時代によるわけでもなければ、<sup>(注九)</sup>主題別にまとめられているわけでもなさそうである。<sup>(注十)</sup>

ところで、この《事語》は張政烺氏もいうように、記述の重点は歴史記事よりも、その記事についての予言・評論にあることは疑いない。次にこの点を検討してみよう。

前節で検討したことのうち、評語の有無、評者名を表に

すると次のようである。

章	評語	評者
1	○	不明(郭偃?)
2	○	子車
3	○	□赫(杜赫?)
4	無	
5	○	不明
6	○	閔子辛
7	○	士説
8	無	
9	無	
10	無	
11	○	閔子辛
12	○	不明
13	○	士匱(右司馬駒強?)
14	○	紀譚
15	○	閔子辛
16	○	醫寧(豎曼)

右の表から明らかかなように、評者に閔子辛という人物が三出して注目されるが、<sup>(注十一)</sup>それ以外は、評者がどのような人が《事語》によるかぎり必ずしも明らかではない。また、四、八、九、十章は、歴史記事のみで構成されていて、評論・予言に相当する記述は認められない。

次に評語の内容について考えてみよう。

七章で、評者の士説が「夫女制不逆夫、天之道也、事大不報怒、小之利也。」と述べているが、これは七章を検討した際にすでに触れたように、《韓非子・説林下》と関連ある表現である。また十一章で、評者の閔子辛は次のように述べている。



編者としては、評者に関子辛が三出することから、その門徒ではなからうかと推測する。<sup>(注十二)</sup>《鐸氏微》は、《年表序》によれば四十章、《漢志》によれば三篇あつたという。また劉向の《別録》<sup>(注十三)</sup>によれば、《抄撮》八巻がそれに相当するらしい。《年表序》の「鐸椒爲楚威王傳、爲王不能盡觀春秋、采取成敗」という説明によれば、《鐸氏微》は編年体ではなく、一項目を一章として四十項目より構成されていたと考えられる。<sup>(注十四)</sup>とすれば、《事語》はこの《鐸氏微》四十章の一部が伝えられたものである、という推測が成立つかもしれない。ここでひとつの問題は、《鐸氏微》が《年表序》に記されるような資料であるならば、《春秋》三伝との共通点は、たんに歴史記事の部分ばかりでなく、《左伝》に見える「君子曰……」という部分も採りこまれていた可能性があるから、《事語》の評語部分が《左伝》と、とりわけ「君子曰……」と通じ合う部分があつても良いように思われる。ところが、ここにまったく共通性がないことは、両者に直接の関連性を認めることは困難のように思われる。

また《事語》を、《年表序》と《漢志》に見える《公孫圉》<sup>(注十五)</sup>十八章ではないかという説もある。その根拠は、《年表序》に《公孫圉》について「据撫春秋之文以著書」と記

すことによる。また《漢志》によると、《公孫圉》一篇十八章が作られたいきさつについて、「齊閔王失國、問之、固因爲陳古今成敗也。」と記して、すでに検討しように、《事語》が國を滅し、人を亡す例を多く集めていることとも通じ合うようである。ところで、この《公孫圉》の佚文と思われる文が《荀子・疆國篇》に引かれている。<sup>(注十六)</sup>今この文を見ると、楚靈王が子発をして蔡を伐たせたことが記されていて、それは《春秋》昭公十一年の記事にもとづくようである。とすれば、《史記》が、《公孫圉》は「据撫春秋之文以著書」と述べていることと合致するから、《荀子・疆國篇》の引文を《公孫圉》の佚文と認めて良いのではないかと考えられる。ところが、《荀子・疆國篇》のこの文も、あるいはこの文に関連するような歴史記事をも、《事語》十六章の中から見出すことはできない。もちろん、《事語》はすでに記したように、巻首が残欠しているから、《公孫圉》の佚文はこの部分にあつた、という可能性を否定できないわけではないけれども、だがしかし、この文で見えるかぎり、《事語》を特色つけていた評語に相当する表現は見えないから、《公孫圉》と《事語》との関連性は、やはり少いと思ざるを得ない。

「十六、魯桓公与文姜会齊侯于棠章」を検討した際にす

でに触れたが、十六章の歴史記事は《左伝》桓公十八年と共通しながらも、その歴史記事に評語が付けられるという構成は、《管子・大匡》にほぼそのまま見えていた。《事語》の中で、評語を含めて他書に見えるのはこの章のみである。《管子》という書物が一時の撰述ではなく、その中に異なる時期の、異なる思想が混在していることは、既に先人の指摘するところである。<sup>(註七)</sup>なかでこの《大匡篇》について、羅根沢は、《左伝》と共通する記事があること、両者の記事を比較して《大匡篇》が《左伝》を襲うものであると認め、戦国人によって作られたものであろうと推定<sup>(註八)</sup>する。《大匡篇》が《左伝》の記事を取りこみながら、ここに評語的な語句をつけ加えており、《事語》もまた《左伝》と歴史記事が共通しそこに評語を加えていること、そして、その評語がほぼ一致するのであるから、《事語》は《大匡篇》と資料的にかなり近いものと見て良いのではなからうか。ただし、《大匡篇》として見た場合は、全体の構成は《事語》とは大きく違っているから、それはあくまで近いということであって、同一のものとして認定しようとするわけではない。前節で述べたように、《事語》の中心をなす評語部分には、《管子》ばかりでなく、《韓非子》と似通う思想が記されていた。蘇轍は《管子》について「至戰

國之際、諸子著書、因管子之說而增益之。其廢情任法遠於仁義者、多申韓之言、非管子之正也」と述べ、また葉夢得は「其間頗多與鬼谷子相亂。管子自序其事、亦泛濫不切、疑皆戰國策士相附益」と述べている。<sup>(註三十)</sup>これはいづれも《管子》について述べたものだが、ほぼそのまま《事語》にもあてはまるのではなからうか。つまり《事語》という資料は、部分的ではあるが《管子》《韓非子》などと共通性を持つことから見て、葉夢得のことばを借りるならば、「戦国策士」が遺した資料ではなからうか、と推測するのである。

##### 五、《事語》を撰述した人

つぎに、「戦国策士」ということを、もう少し具体的に考えてみよう。《史記・范雎蔡沢列伝》に、蔡沢が秦昭王に登用された時のことが、こう記されている。

後數日、入朝、言於秦昭王曰、客新有從山東來者曰蔡澤、其人辯士、明於三王之事、五伯之業、世俗之變、足以寄秦國之政。臣之見人甚衆、莫及、臣不如也。臣敢以聞。秦昭王召見、與語、大說之、拜爲客卿。

右の文によれば、蔡沢が昭王に用いられるに至るきっかけは、蔡沢が、三王、五伯のこと、世俗の変化に明るいこと、

つまり歴史記事に明るいことのであつた。蔡沢の弁じたことがらを、今具体的に知ることはできないが、かれは歴史記事に本づくさまさまざまな教訓を昭王に説いたに違ひなく、そういう能力を持つ人が重用されたのである。

このような風潮は漢代に入つても続いている。《史記・田儵列伝》に「劇通者善爲長短説、論戰國之權變、爲八十一首。」とあり、また《史記・酈吏列伝》に「邊通、學長短、剛暴疆人也、官再至濟南相。」とあり、《漢書・主父偃傳》に「主父偃、齊國臨菑人也、學長短從橫術、晚迺學易春秋百家之言、游齊諸子間。」とある。

司馬遷は《六國年表》のはじめに、その時代を特徴づけて「務在疆兵并敵、謀詐用、而從衡短長之説起。」とか、「戰國之權變、亦有可頗采者」と記している。司馬遷が《十二諸侯年表》で、その時代を「春秋」という理念で示し、「及如荀卿、孟子、公孫固、韓非之徒、各往住拮據春秋之文、以著書、不可勝紀。」と記していることと対比しているならば、六國以降の時代は「從衡短長、權變」の時代ともいえよう。先に示した劇通や邊通、あるいは主父偃などいわゆる從橫家は、六國の歴史から權變のさまを見出し、從橫短長の術を説いたのである。蘇秦の《蘇子三十一篇》や張儀の《張子十篇》、さらに馬王堆漢墓から《事語》

などと一緒に発見された《戰國從橫家書》などがこうした人々の記録で、これらの人の言説を《漢志》は「從橫家」としてまとめているのである。ここで注目したいのが先に引いた《主父偃傳》の記事で、主父偃は「長短從橫術」を学ぶとともに、「春秋百家之言」を学び、「齊諸子間」をめぐったとあることである。「諸子間」とは、顏師古の注によると「諸侯王子」と説明される。つまり、「長短從橫術」と「春秋百家之言」とを学んだ主父偃は、その知識でもって「諸侯王子」の間をめぐったと理解できる。では、主父偃のいう「春秋百家之言」とは何であろうか。ここで、司馬遷が《年表序》に於て、鐸椒、虞卿、呂不韋、荀卿、孟子、公孫固、韓非の徒が「春秋」をのべた、と記していることを想起しよう。これらの人々の言説を、とくにだれと限定は出来ないながら、主父偃の「春秋百家之言」に当ててみることは、それほど唐突な事ではなからう。そして、ここに《管子・大匡篇》と《事語》とを含めることも、これまで述べてきたことからして、可能であるように思う。

長沙国丞相である軼侯利蒼の子供、つまり馬王堆三号漢墓の墓主も、直接あるいは間接にこうした諸侯の間をめぐる「戦国策士」と接触する機会があり、すればそこに《戦国從橫家書》や《事語》の類が残される可能性は十分考え

られよう。馬王堆三号漢墓から発見されたこれらの帛書は、このような経過をへて再び我々の目にふれるようになったものではなかったらうか。(一九八三、四、三)

(注一) この《春秋事語》についての全般的な解説、紹介については、張政烺《春秋事語》解題》(《文物》一九七七年第一期)がある。本稿も、多くの示唆をこの論文より受けている。

本稿に関連する資料、論文を列記する。本稿に於て資料、論文を引用する場合、すべて本注の番号により、いちいち資料名、論文名を記さない。

①張政烺《春秋事語》解題》(《文物》一九七七年第一期)

②馬王堆漢墓帛書整理小組《馬王堆漢墓出土帛書》(《春秋事語》釋文》(《文物》一九七七年第一期)

③徐仁甫《馬王堆漢墓帛書》(《春秋事語》和《左傳》的事、語对比研究——談《左傳》成書時代和作者》(《社會科學戰線》一九七八年第四期)

④馬王堆漢墓帛書整理小組《馬王堆漢墓帛書》(參》(《文物出版社一九七八年)

⑤湖南省博物館《馬王堆漢墓研究》(湖南人民出版社一九七九年)

⑥何介鈞 張維明編寫《馬王堆漢墓》(《文物出版社一九八二年一月)

⑦鄭良樹《春秋事語校釋》(《竹簡帛書論文集》)所收 中華書局一九八二年一月)

(注二) ②、④の積文、注釈は、いずれも簡体字を用いて排印してある。そのまま引用した場合、不都合が生じかねないので、

積文部分の引用についてのみ繁体字に改めた。また、積文中の異体字、仮借字には( )を用い、殘欠字には□を用い、前後の文から補う場合には【 】を用いてあるが、本稿でもそのま

ま用いた。

(注三) ⑦に見える。

(注四) 晋獻公は、晋靈公の誤り。これについては、④の五章

〔注二〕に詳しい。

(注五) このことについては、④の五章〔注十三〕を参照。また陳奇猷《韓非子集釋》(上海人民出版社一九七四年排印本)の《說難第十二》の注〔五六〕を参照。

(注六) このことについては、④の九章〔注七〕を参照。

(注七) この「復」字の解については、⑦によった。

(注八) このことについて、①に「按此条见于《管子·大匡篇》，文字基本上相同，两相对照，帛书错误严重，如文姜错成文羌，竖曼错成医字，皆由形近致误。」という。

(注九) ①に「《春秋事語》則显得分量轻，文章简短，在编辑体例上也乱七八糟。」という。

(注十) ①に見える。

(注十一) ①で張政烺氏は閔子辛を孔門の閔子騫に比定している。

(注十二) ①に見える。

(注十三) 劉向《別錄》は《左伝序正義》に見える。

(注十四) このことについては、金徳建《司馬遷所見書考》(上海人民出版社一九六三年) 一二八頁を参照。

(注十五) ⑤所収 韓中民《长沙马王堆汉墓帛书概述》七五頁を参照。

(注十六) このことについては、(注十四) に引く《司馬遷所見書考》三四五頁を参照。

(注十七) たとえば、羅根沢《管子探源》(《諸子考索》所収、人民出版社一九五八年)、劉節《管子中所見之宋鉞一派学說》(《古史考存》所収、人民出版社一九五八年) などを見よ。

(注十八) 羅根沢《管子探源》四五四頁を参照。

(注十九) ここでは《左伝》を《事語》に先行する資料と見る。

①を参照。ただ、《左伝》を《事語》より後の資料とする見方もないわけではない。③を参照。

(注二十) 王応麟《漢書芸文志考証》による。

(注二十一) このように見ると、《鐸氏微》も《公孫固》も《事語》のものではないが、きわめて近い性格の書物であることは認めて良いであろう。